

平成16年12月3日

北海道監査委員事務局

知事から監査の要求があった北海道警察における予算執行事務に係る監査の結果は、次のとおりである。

第1 監査の概要

1 監査の実施根拠

地方自治法第199条第6項

2 監査要求の受理

平成16年3月15日

3 監査の要求事項

警察本部、全方面本部、北海道警察学校及び旭川中央警察署及び弟子屈警察署を除く全警察署における次の予算執行事務

ア 監査対象経費 捜査用報償費、旅費、食糧費及び交際費

イ 監査対象期間 平成10年度から15年度まで

4 監査の実施方法

(1) 北海道警察から提出された平成10年度から15年度までに執行した全ての捜査用報償費、旅費、食糧費及び交際費に係る執行状況調等をもとに、実地監査、書面審査、関係職員からの事情聴取、退職者や宿泊先等に対する関係人調査を行った。

(2) 捜査用報償費に係る捜査協力者に対する関係人調査は、捜査協力者の氏名、住所が開示されたものについて、メモ取りやコピーの提供に道警察の協力が得られず、実施することができなかった。

(3) 監査の過程において、監査委員から捜査協力者に対する関係人調査への協力を要請したところ、道警察本部長から「どのような方法での協力が可能であるか個別、具体的に検討させていただきたい」旨の回答があったことから、1,526件、15,089,466円の執行事例を提示して個別、具体的な検討を求めた。

5 監査の実施時期

平成16年3月から12月まで

第2 監査の結果

1 捜査用報償費の執行について

(1) 執行の事実がないもの 14,243件、232,886,338円
会計書類に記載されているとおり捜査員が現金を受け取った事実がなく、かつ、捜査協力者に交付したり接触経費に充てた事実もないもの及び捜査協力者に対する謝礼品を購入したこととされているが、捜査協力者に交付した事実のないもの

(2) 執行の事実が確認できなかったもの 17,192件、155,616,485円
ア 書面審査、関連資料との照合や捜査員等に対する面談や文書による事情聴取では執行の事実について確証を得ることができず、かつ、捜査協力者に対する関係人調査が実施できなかったため、執行の事実が確認できなかったもの (15,774件、141,682,107円)

イ 捜査協力者に対する関係人調査に代わる確認の方法について、道警察に個別、具体的な検討を求めたが、個別、具体的な方法の提示がないため、執行の事実が確認できなかったもの (1,418件、13,934,378円)

(3) 公費により支出することができなかったもの 24件、2,503,594円
道費での執行が認められていない捜査員等の激励慰労経費を支払精算書等の使途として記載し、そのとおり執行していたもの

(4) その他

ア 捜査用報償費に係る補助者が、現金出納簿を作成する際、誤って受入金額を少なく記帳したため、前渡資金が返納されていないもの (1件、20,000円)

イ 捜査諸雑費の精算事務を誤ったため、補助者への返納額が少なくなっているもの (1件、270円)、補助者への返納額が多くなっているもの (1件、250円)

2 旅費の執行について

- (1) 旅行の事実がないもの 1,890 件、22,116,920 円
 ア 旅行者に旅行の事実がなく、旅費が支給されていないもの (1,841 件、21,482,380 円)
 イ 旅行者に旅行の事実はないが、旅費が支給され、上司の指示により、口座に振り込まれた旅費を引き出して上司に渡していたものなど (49 件、634,540 円)
- (2) 旅行の事実又は旅費の支払の事実が確認できなかったもの 3,269 件、36,019,096 円
 ア 旅行者が、よく覚えていない、旅行したかもしれないなど、旅行の事実について明確な説明ができなかったものなど (819 件、12,749,360 円)
 イ 宿泊を伴う旅行又は日帰りの旅行において、旅行者から、旅行の事実はあるが、旅費の一部又は全部を受け取っていないと説明があり、旅費の支払の事実が確認できなかったもの (664 件、3,535,220 円)
 ウ 会計書類の亡失により旅行の事実が確認できなかったもの (1,786 件、19,734,516 円)
- (3) 委任払が適切に行われていなかったもの 3,988 件、45,597,480 円
 上司の指示により、日額旅費を旅行者には毎月一定の限度額で支給し、差額を上司に渡していたものなど、委任払が適切に行われていなかったもの
- (4) 旅費が過払いとなっていたもの 79 件、1,220,880 円
 1泊2日の旅行命令であったが日帰りの旅行を行っているもの、旅費の減額調整が必要な宿泊場所に泊まっているものなど、旅費が過払いとなっていたもの
- 3 食糧費の執行について
- (1) 執行の事実がないもの 19 件、571,059 円
 留置人等に係る食糧費の執行において、業者と一日当たり3食を供給する契約を締結し、3食分に係る食糧費を支出しているが、実際には、業者は、昼及び夜の2食分を提供し、その代金だけを受け取っており、朝食分として支出された現金の用途が不明となっているもの
- (2) 執行の事実が確認できなかったもの 25 件、2,115,303 円
 ア 会食に係る食糧費の執行において、関係人調査の結果、会食経費を支払った事実は確認できたが、会食の相手側が出席した事実が確認できなかったものなど (15 件、1,989,043 円)
 イ 夜食・補食用経費、来客用茶菓代等に係る食糧費の執行において、関係人調査の結果、代金を現金で受け取ったとされている業者は、営業品目として取り扱っていない食料品が納品されたことになっている、現金を受領したこともないなどと説明しているため、執行の事実が確認できなかったもの (10 件、126,260 円)
- (3) 不適切な予算執行を行っていたもの 1 件、13,800 円
 来客用茶菓代に係る食糧費の執行において、複数回に分けて発注したコーヒー豆や食糧費では購入できないコーヒーフィルターを、一度にコーヒー豆を購入することとした物品購入決定書を作成し、代金を支払っていたもの
- (4) その他
 留置人等に対する給食において、食糧の購入記録がなく、かつ、食糧費も執行されておらず、留置人等に提供した給食に係る経費をどのように執行していたのか不明となっているもの (5 名、16 食分)
- 4 交際費の執行について
- (1) 執行の事実がないもの 21 件、137,989 円
 交際費の執行において、贈呈対象者に対する関係人調査の結果、執行したとされる贈呈金品を受領しておらず、執行の事実がないもの
- (2) 執行の事実が確認できなかったもの 4 件、40,000 円
 交際費の執行において、贈呈対象者に対する関係人調査の結果、執行したとされる贈呈金ではなく贈呈品を受領していたものなど
- 5 会計書類等の亡失等について
 警察本部など 36 部局において、旅行命令簿や食糧費使用決定書などの会計書類が、保存期間経過前に廃棄されていたり、作成されていなかった。

また、3 部局において、書面審査、関係資料との照合などの際に用いる復命書などの書類が保存期間経過前に廃棄されていた。

これら会計書類等の亡失等について、関係職員に事情聴取を行ったが、その原因及び時期は特定できなかった。

第3 意見

- 1 捜査用報償費については、執行していた全ての部局において、平成 12 年度までにおいて、慣行的、組織的に不正な予算執行が行われ（平成 12 年度 1 署を除く。）、一部の部局においては、13 年度以降も、12 年度までと同様な方法により不正な予算執行が続けられていることが認められた。

道警察本部においては、道民への説明責任と本部内、方面本部や警察署への是正指示という責務をこれまで果たさず、今日に至ったものであり、その責任は極めて重大である。

また、旅費、食糧費及び交際費についても、執行の事実がないものが認められた。

このように、各費目で数多くの不正な執行が認められたことは、公金の原資が道民の税金であることについて、幹部職員の意識が欠如していたことに起因するものであり、極めて遺憾である。

道警察においては、公金に対する職員の意識改革と財務会計制度の研修など、再発防止に向けた取組みを徹底し、適正な予算執行に努めるべきである。

- 2 宿泊を伴う旅行、日帰りの旅行又は日額旅費の対象となる旅行に係る旅費の支給については、旅行の事実はあるが、本来支給されるべき旅費の全額を受け取っていなかったと説明する者などが多数あった。

旅費は、公務のために旅行する者に支給し、公務の円滑な運営に資するものであり、本来支給されるべき旅費がそのとおりに支給されないことは、旅費制度の趣旨にもとり、また、職員の私費負担を持って公務遂行を求めることにもなり、あってはならないことである。

道警察においては、各警察署等における旅費支給の取扱いが、どのように行われていたのか十分な調査を求めたい。

- 3 捜査用報償費に係る捜査協力者に対する関係人調査の円滑な実施について、再三にわたり、道警察本部長に対して協力を要請したところ、捜査協力者に対する関係人調査に代わる事実確認の方法を「個別、具体的に検討させていただきたい」と回答があったことから、執行の事実が確認できない事例の一部を提示して検討を要請したが、個別、具体的な説明や対応がなかったものがあり、執行の事実を十分に検証できなかったことは、遺憾である。

- 4 旅行命令簿や食糧費に係る会計書類等が廃棄されていたり、作成されていなかったため、旅行の事実など予算執行の事実を確認できないものがあったことは、遺憾である。

- 5 多数の捜査員から、捜査用報償費における捜査諸雑費の執行手続は、少額の執行にもかかわらず極めて複雑であるため、捜査協力者に対する謝礼や接触経費を私費により負担しているものもある、休日を返上し、勤務時間をいとわず、捜査に従事しているなかで、捜査諸雑費に係る会計書類の作成は煩雑であるなどと説明があった。

道警察においては、第一線の現場で苦勞している捜査員の声を的確に把握し、予算の執行等に反映させていくための仕組みを早期に構築するとともに、捜査諸雑費については、捜査員の業務実態に見合った手続となるよう、必要な改善について検討する必要があると考える。

- 6 捜査用報償費等の執行に関し、執行の事実がないものと認められたものについて、道警察においては、その実際の用途及び金額を点検し、確証が得られないもの及び確証が得られても公費で支出できないものをもって、北海道が被った損害額とすることが相当と判断する。

また、執行の事実が確認できなかったものについて、監査対象部局として説明責任を適切に果たせるよう、道警察に対し、十分な調査を求めたい。この結果においてもなお、執行の事実が確認できないものについては、執行の事実がないものとして取り扱うことも考えるべきである。